

2 廃第 778 号  
令和 3 年 2 月 16 日

一般社団法人愛知県産業資源循環協会  
会長 永井良一様

岡崎市長 中根康浩

押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する  
省令の施行について（周知）

日頃は本市環境行政につきまして、御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。また、貴協会員の皆様におかれましては、本市が行う業務、施設管理等に伴い排出される産業廃棄物の処理のために御尽力いただきありがとうございます。

さて、令和 3 年 1 月 5 日付けで、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から、別添のとおり「押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令」（令和 2 年環境省令第 31 号）の施行について、改正の趣旨、内容等について周知がありました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）の様式で定める、事業者等に対して押印を求めている手続の押印を廃止する改正がされており、令和 2 年 12 月 28 日に公布、同日から施行されております。

これに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の運用に際し、本市が独自に様式等を定め、事業者等に対し押印を求めている手続の押印については、令和 3 年 2 月 16 日から廃止することとします。

ついては、貴協会員の皆様に本内容を周知いただきますようよろしくお願い致します。また、今後も産業廃棄物の適正処理に御協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

（担当：環境部廃棄物対策課 許可監視係 電話 0564-23-6876）